

家族緊急一時帰国費用追加補償特約

第1条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、本人(*1)に加えて、本人に帯同する家族を緊急一時帰国特約に限り被保険者とします。
- (2) (1)にいう家族とは下表の者をいいます。

①	本人の配偶者および子
②	本人と生計を共にする本人の3親等以内の親族

(*1) 緊急一時帰国特約(*2)の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 緊急一時帰国費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（緊急一時帰国特約の親族の範囲）

この特約については、緊急一時帰国特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の①から

③までの規定中「被保険者」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第3条（支払限度額の個別適用）

この特約については、緊急一時帰国特約第8条（当会社の支払限度額）(1)の規定は、第1条（被保険者の範囲）に規定するそれぞれの被保険者ごとに適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国特約の規定を準用します。